

答 申

第1 審査会の結論

大網白里市長が令和7年12月11日付け都指令第98号-1、都指令第98号-2、都指令第98号-3、都指令第98号-4、都指令第98号-5、都指令第98号-6、都指令第98号-7、都指令第98号-8、都指令第98号-9、都指令第98号-10及び都指令第98号-11により行った部分公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 情報公開請求

審査請求人は、令和7年12月9日付けで、大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、別表の公文書欄に掲げる公文書（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求11件を行った。

2 情報公開部分公開決定

大網白里市長（以下「処分庁」という。）は、令和7年12月11日付けで、条例第11条第1項の規定により、本件対象文書のうち別表の文書1の項に掲げる公文書（以下「文書1」という。）及び別表の文書2の項に掲げる公文書（以下「文書2」という。）について条例第7条第2号及び第3号に該当し、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開すること、また、別表の文書3から文書11までの項に掲げる公文書について条例第7条第2号に該当し、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開することをそれぞれ決定（以下「本件各処分」という。）し、情報公開部分公開決定通知書によりその旨を通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年12月19日付けで、本件各処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分に対し、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 本件各審査請求の併合

審査請求人は、本件各処分に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、非公開情報に係る部分の概要及びその理由が同様であり、本件各審査請求の趣旨及び理由も同様であることから、効率的な審議を行うため、審査庁である大網白里市長は、当該11件の審査請求を併合した。

第4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は以下のとおりである。

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件各処分 of 取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

処分の理由とされた、特定の個人を識別できるという事実はない。

2 意見書

大網白里市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が審査請求人に対して意見書又は資料の提出を求めたところ、令和8年5月13日付けで審査請求人から意見書の提出があり、その内容は以下のとおりである。

(1) 簡単な経緯説明

大網駅東土地地区画整理事業における市の対応についての審査請求人の見解

(2) 質問状

審査請求人が処分庁に提出した質問状の写し。

第5 処分庁の主張

処分庁の主張は以下のとおりである。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 審査請求人は、令和7年12月9日、条例第6条第1項の規定により、処分庁に対し、本件対象文書の公開の請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書として、「大網白里都市計画事業大網駅東土地地区画整理事業に関する個別記録簿（本件対象文書）」を特定し、令和7年12月11日、本件対象文書のうち文書1及び文書2が条例第7条第2号及び第3号に規定する非公開情報が記録されている公文書に該当すること、別表の文書3から文書11までの項に掲げる公文書が条例第7条第2号に規定する非公開情報が記録されている公文書に該当することを理由として、本件各処分を行った。

3 本件各処分の内容

本件各処分の内容は、処分庁が審査請求人に対し令和7年12月11日付

け都指令第98号-1、第98号-2、第98号-3、第98号-4、第98号-5、第98号-6、第98号-7、第98号-8、第98号-9、第98号-10及び第98号-11で行った本件公開請求に対する部分公開にかかる処分である。本件各処分は、令和7年12月9日付けで処分庁に対してなされた、条例第6条第1項の規定による公文書の公開請求に対して、本件対象文書に条例第7条第2号及び第3号に規定する非公開情報が含まれるものと判断したことから、条例第11条第1項の規定により本件対象文書の一部を公開したものである。

4 本件各処分の理由

(1) 法令等の定め

条例では、公文書の公開に関して次のように定めている。

(公文書の公開義務)

第7条 処分庁は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地

方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(4)～(7) 略

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 処分庁は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(2) 事実の法令等への該当性

ア 本件公開請求に対応する公文書について

本件公開請求に対応する公文書の内容は、大網白里市が施行する大網白里都市計画事業大網駅東土地地区画整理事業（以下「本件事業」という。）に係る権利者への対応の際、個別の対応記録として作成された「個別記録簿」である。「個別記録簿」に記載される内容は、本件事業の仮換地指定や移転交渉に係る内容であつて、交渉相手方となる権利者の財産状況に関する情報が含まれており、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、「個別記録簿」には、交渉のやり取りの詳細を記載しており、その内容は当該権利者の意見や要

望、考え方等であり、これらは交渉当事者間の外には公表されないという双方の信頼関係を前提として、交渉の場で話されている情報であつて、公にすることにより、将来の同種の事務事業における公正性の確保や円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがある。また、「個別記録簿」には権利者以外の第三者への対応についても記録されたものもあることから、「個別記録簿」は、原則、条例第7条第2号及び第3号、第6号に該当する非公開文書となる。

また、条例では公開請求者のいかなを問わず、公開または非公開の判断を行うものであるので、個人に関する情報について、本人が自己に関する情報の公開請求をした場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て公開請求をした場合であっても、条例第7条第2号ア、イ若しくはウ又は条例第9条の規定に該当しない限り、非公開となることから、「個別記録簿」については非公開文書として取り扱うこととなる。

しかしながら、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による保有個人情報開示請求では「個別記録簿」の開示請求がされた場合に、請求人本人の自己に関する情報は開示されることとなるため、審査請求人からの情報公開請求に対しては、令和2年度より審査請求人本人に係る「個人に関する情報」は公開し、審査請求人以外の第三者に係る「個人に関する情報」については、条例第7条第2号の規定による非公開情報として、例外的にできる限り審査請求人へ情報を公開してきたところである。

本件各処分についても、これまでと同様に、審査請求人本人に係る個人に関する情報は公開とし、審査請求人以外の第三者に係る個人に関する情報については、条例第9条の規定に該当するとはいえず、条例第7条第2号の規定による非公開情報とし非公開としたものである。

イ 非公開の理由

(ア) 文書1

a 公開することができない部分

「対応内容記載部分（当該権利者（審査請求人）以外の第三者の氏名・名称及び第三者とのやりとりに関する部分に限る。）」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）及び、当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「対応内容記載部分」には、第三者の氏名、法人の名称及び第三者（法人）とのやりとりが記載されており、特定の個人及び法人を識別することができ、加えて当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害する恐れがある。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、条例第7条第2号及び第3号に該当する。

(イ) 文書2

a 公開することができない部分

「対応内容記載部分（当該権利者（審査請求人）以外の第三者の氏名・名称及び第三者とのやりとりに関する部分に限る。）」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）及び、当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「対応内容記載部分」には、第三者の氏名、法人の名称及び第三者（法人）とのやりとりが記載されており、特定の個人及び法人を識別することができ、加えて当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、条例第7条第2号及び第3号に該当する。

(ウ) 別表の文書3の項に掲げる公文書（以下「文書3」という。）

a 公開することができない部分

「当方記載部分」及び「対応内容記載部分」

b 当該権利者（審査請求人）が第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の市の担当者と続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

(エ) 別表の文書4の項に掲げる公文書（以下「文書4」という。）

a 公開することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

(オ) 別表の文書5の項に掲げる公文書（以下「文書5」という。）

a 公開することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分（当該権利者（請求人）以外の第三者とのやりとりに関する部分に限る。）」

- b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、それぞれ条例第7条第2号に該当する。
- (カ) 別表の文書6の項に掲げる公文書（以下「文書6」という。）
- a 公開することができない部分
「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」
 - b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、それぞれ条例第7条第2号に該当する。
- (キ) 別表の文書7の項に掲げる公文書（以下「文書7」という。）
- a 公開することができない部分
「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」
 - b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえず、それぞれ条例第7条第2号に該当する。
- (ク) 別表の文書8の項に掲げる公文書（以下「文書8」という。）
- a 公開することができない部分
「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」
 - b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することがで

き、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえ、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

(ケ) 別表の文書9の項に掲げる公文書（以下「文書9」という。）

a 公開することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえ、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

(コ) 別表の文書10の項に掲げる公文書（以下「文書10」という。）

a 公開することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえ、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

(ク) 別表の文書11の項に掲げる公文書（以下「文書11」という。）

a 公開することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名が記載されており、それ自体で特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。また、条例第9条の規定に該当するとはいえ、それぞれ条例第7条第2号に該当する。

ウ 条例第7条の公文書の公開義務について

本件各処分については、条例第1条に掲げる市民に対して説明する責務を全うするよう十分に配慮するとともに、条例第3条に掲げる公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しながら、個人及び法人に関する情報については最大限に保護するなど、条例を遵守して行っている。

審査請求人は、「処分の理由とされた特定の個人を識別できるという事実はない。」と主張しているが、本件公開請求において、審査請求人以外の第三者に係る個人情報については、条例第7条第2号の規定による非公開情報、法人等に関する情報については条例第7条第3号の規定による非公開情報を除き、部分公開を決定しており、当該決定に当たり事実誤認等は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各処分は法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第6 審査会の判断

1 情報公開制度の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利」を明らかにするとともに、「公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報の一層の公開を図り、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正でより開かれた市政の推進に資することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 非公開情報に係る法令の定め

(1) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非公開情報から除くと定めている。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非公開情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非公開情報から除くと定めている。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

3 本件各処分の妥当性

当審査会では、処分庁から文書1ないし11の提示を受け、インカメラ審理により見分した上で、以下判断する。

(1) 文書1について

審査会で見分したところ、文書1において、公開されていない部分は、

第三者の氏名、法人の名称、法人の代表者名及び市と法人とのやりとりである。これらのうち、２ページ目の３８行目及び３９行目並びに３ページ目の３６行目に記録されている第三者の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、条例第７条第２号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められる。

また、文書１における１ページ目の「対応内容記載部分」１行目から３０行目、２ページ目の２行目から２３行目、３ページ目の３２行目から３３行目及び４０行目、並びに４ページ目の２０行目に記録されている法人の名称及び法人の代表者名、３ページ目の１行目から１６行目、１８行目から２７行目、４ページ目の１行目から１１行目に記録されている市と法人とのやりとりについては、当該法人が本件事業に関連して計画する事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められ、条例第７条第３号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められる。したがって、これらの情報を非公開とすることが妥当である。

(２) 文書２について

審査会で見分したところ、文書２において、公開されていない部分は、第三者の氏名、法人の名称、市と法人とのやりとりである。これらのうち、２ページ目の１０行目及び１４行目に記録されている第三者の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、条例第７条第２号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められる。

また、文書２における２ページ目の２０行目に記録されている法人の名称については、当該法人が本件事業に関連して計画する事業に関する情報、１ページ目の「対応内容記載部分」２８行目から３２行目、２ページ目の１行目から４行目に記録されている市と法人とのやりとりについては、当該法人のノウハウに関する情報で、それぞれ公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められ、条例第７条第３号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められる。したがって、これらの情報を非公開とすることが妥当である。

(３) 文書３について

審査会で見分したところ、文書３において、公開されていない部分は、第三者の市の担当者との続柄及び審査請求人と第三者とのやりとりである。これらのうち、第三者の市の担当者との続柄については、個人に関する

る情報で特定の個人を識別できる情報であり、審査請求人と第三者とのやりとりについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められ、非公開とすることが妥当である。

(4) 文書4、文書5、文書6、文書8、文書9及び文書10について

審査会で見分したところ、文書4、文書5、文書6、文書8、文書9及び文書10において、公開されていない部分は、第三者の氏名及び続柄並びに市と第三者とのやりとりである。これらのうち、第三者の氏名及び続柄については、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、市と第三者とのやりとりについても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められ、非公開とすることが妥当である。

(5) 文書7及び文書11について

審査会で見分したところ、文書7及び文書11において、公開されていない部分は、第三者の氏名及び市と第三者とのやりとりである。これらのうち、第三者の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、市と第三者とのやりとりについても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないと認められ、非公開とすることが妥当である。

(6) 小括

以上のとおり、文書1ないし11において非公開とした部分については、いずれも個人に関する情報に関しては条例第7条第2号の非公開情報に、法人等に関する情報に関しては条例第7条第3号に該当するため、本件各処分は妥当であると認められる。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

付言

大網白里市の情報公開制度の運用に当たり、処分庁において留意すべき事項について、当審査会から意見を付する。

情報公開制度は、市民の知る権利の保護や市政の諸活動に係る市民への説明義務を果たすこと等を趣旨とする制度であり、請求者の属性にかかわらず、公

開請求に応じて請求の対象とされた公文書について、条例に規定する非公開情報を除いて公開することとなる。

他方、個人情報保護制度は、行政機関が保有する個人情報に係る本人が、自己情報の正確性や取扱いの適正性等を確認するため、自己情報コントロール権を行使するための手段として設けられた制度であり、請求の対象とされた個人情報に係る本人及びその代理人に限って、当該個人情報が開示されることとなる。

このように、情報公開制度と個人情報保護制度は、その趣旨や性質を全く異にする制度である。

本件対象文書である個別記録簿は、大網駅東土地区画整理事業における市と地権者である審査請求人との交渉内容を記録したものであることから、審査請求人が自身の個別記録簿の開示を求める場合は、情報公開請求ではなく、保有個人情報の開示請求により対応すべき案件だったと当審査会は判断する。

処分庁は、審査請求人に対し情報公開制度と個人情報保護制度を詳説し、今後は適切な制度の運用を図るよう意見を付する。

別表

	公文書	公開請求年月日	情報公開(部分公開) 決定通知書	審査請求年月日
文書 1	個別記録簿 平成 29 年 11 月 8 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-1	令和 7 年 12 月 19 日
文書 2	個別記録簿 平成 30 年 6 月 28 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-2	令和 7 年 12 月 19 日
文書 3	個別記録簿 平成 31 年 2 月 10 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-3	令和 7 年 12 月 19 日
文書 4	個別記録簿 令和元年 7 月 18 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-4	令和 7 年 12 月 19 日
文書 5	個別記録簿 令和元年 9 月 9 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-5	令和 7 年 12 月 19 日
文書 6	個別記録簿 令和 2 年 4 月 28 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-6	令和 7 年 12 月 19 日
文書 7	個別記録簿 令和 2 年 5 月 8 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-7	令和 7 年 12 月 19 日
文書 8	個別記録簿 令和 2 年 6 月 22 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-8	令和 7 年 12 月 19 日
文書 9	個別記録簿 令和 2 年 6 月 23 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-9	令和 7 年 12 月 19 日
文書 10	個別記録簿 令和 2 年 8 月 21 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-10	令和 7 年 12 月 19 日

文書 11	個別記録簿 令和 2 年 9 月 10 日 権利者 : ●●●●●●	令和 7 年 12 月 9 日	令和 7 年 12 月 11 日 都指令第 98 号-11	令和 7 年 12 月 19 日
-------	--	-----------------	----------------------------------	------------------

審査会の審議経過

年 月 日	処理内容
令和 8 年 3 月 2 5 日	諮問書の受理
令和 8 年 4 月 9 日	審議（書面開催）
令和 8 年 5 月 1 3 日	審査請求人から意見書を受理
令和 8 年 6 月 2 4 日	処分庁から意見聴取
	審議
令和 8 年 8 月 5 日	審議

大網白里市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 谷 麻衣子
 委 員 佐 藤 拓 哉
 委 員 掛 飛 正 彦